○総務省令第二号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

総務大臣　石田　真敏

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の表中「平成　年　月　日提出」を「令和　年　月　日提出」に、「平成　年　月　日から平成　年　月　日まで」を「　・　・　・　」に、「平成　年　月　日」を「　・　・　」に改める。

第一号の二様式から第三号様式までの様式中「平成」を「令和」に改める。

第三号様式別表の表面中「平成」を「令和」に、同表の裏面中「から33年」を「から令和３年」に、「平成33年」を「令和３年」に改める。

第四号様式中「平成　年（度）分」を「令和　年（度）分」に、「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成　年分」を「令和　年分」に改める。

第四号の二様式中「平成　年分」を「令和　年分」に、「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

第五号の二様式中「平成　年」を「令和　年」に改める。

第五号の四様式中「平成」を「令和」に、「明・大・昭・平　・　・　」を「明・大・昭・平・令　・　・　」に改め、同様式別表中「平成」を「令和」に改める。

第五号の五様式中「平成」を「令和」に改める。

第五号の五の二様式及び第五号の五の三様式中「平成」を「令和」に、「明・大・昭・平　・　・　」を「明・大・昭・平・令　・　・　」に改める。

第五号の六様式中「平成　年度分市町村民税道府県民税」を「令和　年度分市町村民税道府県民税」に、「平成　年　月」を「令和　年　月」に、「平成　年から平成　年まで」を「　年から　年まで」に、「平成　年度分以前」を「　年度分以前」に改め、「平成」を削り、「平成　年１月１日」を「　年１月１日」に改める。

第五号の七様式及び第五号の八様式中「平成」を「令和」に改める。

第五号の十一様式中「平成」及び「平成」を削る。

第五号の十三様式中「平成」を削る。

第五号の十四様式及び第五号の十四の二様式中「平成　年分」を「令和　年分」に改める。

第五号の十五様式中「平成」を「令和」に改める。